

リハビリデイこころ萩原

通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 (介護予防型通所サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社O. C. Sが設置するリハビリデイこころ萩原（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業（介護予防通所介護に相当する第一号通所事業〔以下「事業」という。〕の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護（介護予防通所介護相当サービス）従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び人身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定通所介護（介護予防通所介護サービス）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リハビリデイこころ萩原
(2) 所在地 兵庫県川西市萩原一丁目3番3号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤、介護職員を兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護(指定介護予防通所介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 通所介護(介護予防通所介護相当サービス)従業者

- 生活相談員 4名(常勤2名)
介護職員 8名(常勤2名、非常勤6名)
看護職員 3名(非常勤3名)
機能訓練指導員 3名(非常勤3名)
歯科衛生士 4名(非常勤4名)

通所介護(介護予防通所介護サービス)従業者は、指定通所介護(介護予防通所介護相当サービス)の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護(介護予防通所介護相当サービス)の利用の申込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする
ただし、12月30日から1月3日は休日とする。
(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする
(3) サービス提供時間 9時から17時

(指定通所介護(介護予防通所介護相当サービス)の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18名とする。

(指定通所介護(介護予防通所介護相当サービス)の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行

うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 口腔ケア
- (7) 送迎

（利用料等）

第8条 指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表の通りとし、当該指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割・3割の支払いを受けるものとする。

介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費用基準額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき指定を受ける市町村が費用の額をいう。以下同じ。）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料から第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については、請求しないものとする。
- 3 食費については700円を徴収する。おやつの希望者は100円を徴収する。
- 4 おむつ代については、200円を徴収する。
- 5 その他、指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定通所介護の内容、

費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川西市市内とする。

第10条が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については、請求しないものとする。

3 食費については650円を徴収する。おやつの希望者は100円を徴収する。

4 オムツ及びリハパンについては200円、パットは100円を徴収する。

5 その他、介護予防型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7 介護予防型通所サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない介護予防型通所サービスに係る利用料の支払を受けたときは、提供した介護予防型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川西市、池田市、伊丹市、宝塚市とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の施設又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は介護予防型通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を介護予防型通所サービス従業者に連絡し、

心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 介護予防型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 介護予防型通所サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した介護予防型通所サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した介護予防型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の

目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(暴力団等の排除)

第16条 介護事業の運営に際し、暴力団排除条例により暴力団を利してはならないことと規定する。

- (1) 指定事業者等の申請者要件として暴力団員等でないこと
- (2) 管理者は暴力団員等でないこと
- (3) 運営が暴力団等の支配を受けないことを規定し、事業所はその運営において暴力団の支配を受けてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第17条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業者は、介護予防型通所サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は(株)O. C. Sと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

令和6年4月1日改訂。